

かほく市若者マイホーム取得奨励金の基本額、加算額 について

P1・・・かほく市若者マイホーム取得奨励金の基本額、加算額

P2・・・本制度上の「転入者」について

P3・・・新婚さん住まい応援事業補助金、UIJターン住まい補助金受給者として加算となるケース

P4・・・ // 加算とならないケース

P5・・・三世代同居近居について

かほく市若者マイホーム取得奨励金

※市内在住者の助成限度額の上段はR4.4.1以降の契約締結分から適用、下段はR4.3.31までの契約締結分に適用

建物要件	住所要件	基本額		加算額（一律）					合計 【最大助成額】
		対象借入金のうち	助成限度額	空き家バンク登録	市内業者活用	UIJターン（県外からの直接転入）	新婚さん住まい応援事業受給者またはUIJターン住まい補助金受給者	三世代同居近居者	
新築	転入者	5%	80万円	—	20万円	30万円	50万円	20万円	200万円
	市内在住者		50万円	—	20万円	—	50万円	20万円	140万円
			30万円						120万円
中古	転入者	10%	35万円	5万円	10万円	30万円	50万円	20万円	150万円
	市内在住者		20万円	5万円	10万円	—	50万円	20万円	105万円
			10万円						95万円

※申請書類を確認し、基本額＋加算額（対象となるもののみ）による額を決定します。

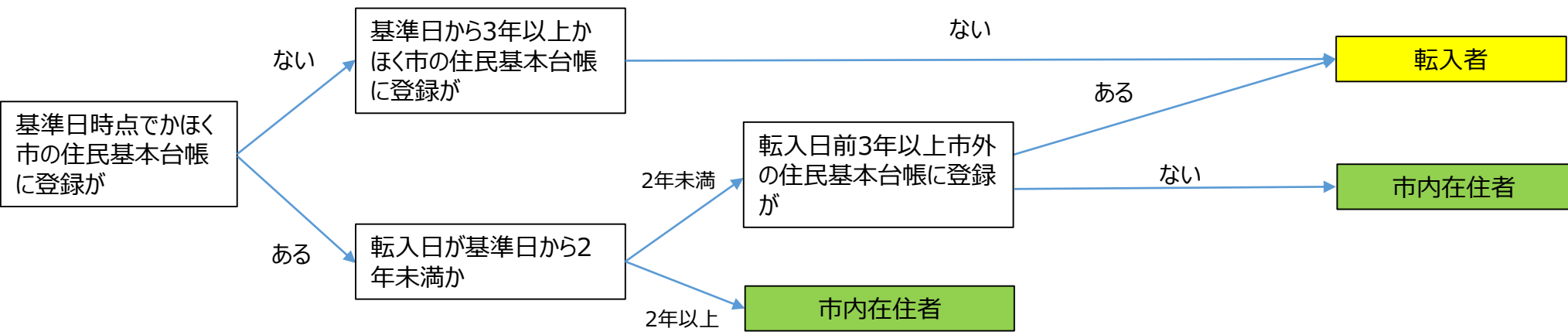
※連帯債務の場合は、連帯債務者全員の要件に応じて建物登記の持分に基づき基本額の限度額を決定します。

- ①住所要件を確認する基準日は、工事または購入の契約締結日現在
- ②「転入者」とは、基準日において下記のいずれかに該当する方（2ページ参照）
 - ア) 3年以上本市の住民基本台帳に登録がない方
 - イ) 本市に転入して2年未満の方で、本市への転入日以前に本市以外の市区町村の住民基本台帳に3年以上登録されていた方
- ③空き家バンク登録とは、かほく市空き家バンクに登録された住宅であること
- ④UIJターンの該当者は、上記②「転入者」のうち、県外の市区町村の住民基本台帳に3年以上登録された後、直接本市に転入された方

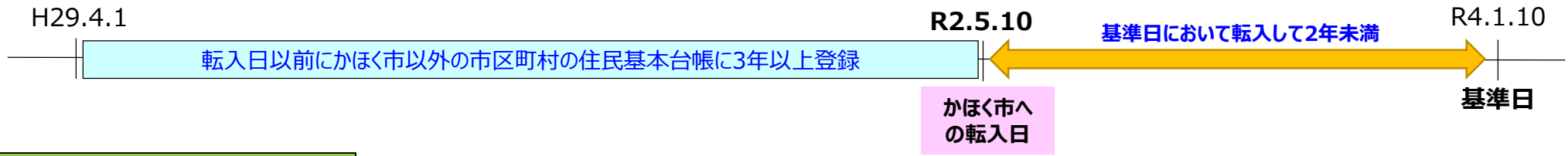
- ⑤新婚さん住まい応援事業補助金受給者またはUIJターン住まい補助金受給者とは、基準日がいずれかの補助金の交付申込をした翌月1日から1年を経過した方、または、受給期間満了後2年未満の方（3,4ページ参照）
 - ⑥三世代同居・近居者とは、基準日において別々に居住していた親子と祖父母が新たに同一の住宅、もしくは隣接している住宅に居住するもの
- ※三世代同居近居を始めた日が属する年度の4月1日時点で18歳未満の子がいることが条件となります。

かほく市若者マイホーム取得奨励金

◆ 転入者か市内在住者かの判断について



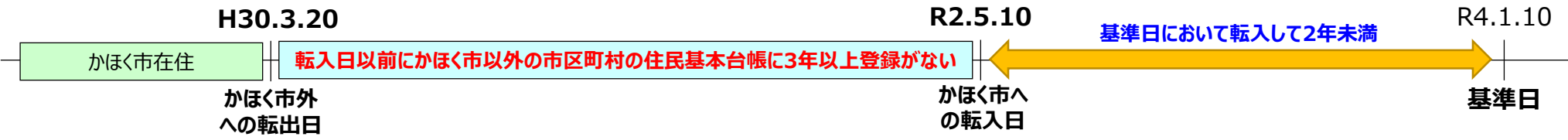
転入者となるケース



転入者とはならないケース①



転入者とはならないケース②



かほく市若者マイホーム取得奨励金

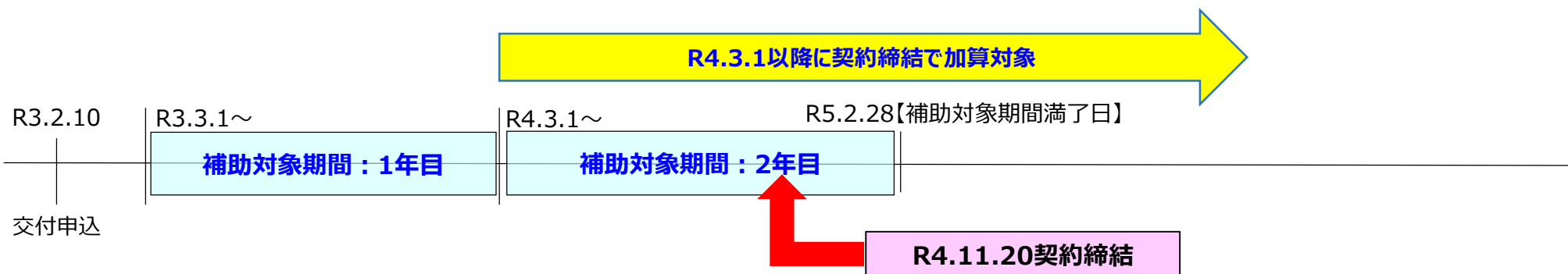
◆新婚さん住まい応援事業、UIターン住まい補助金受給者の加算となるタイミングについて

【新婚さん住まい応援事業の流れの例】

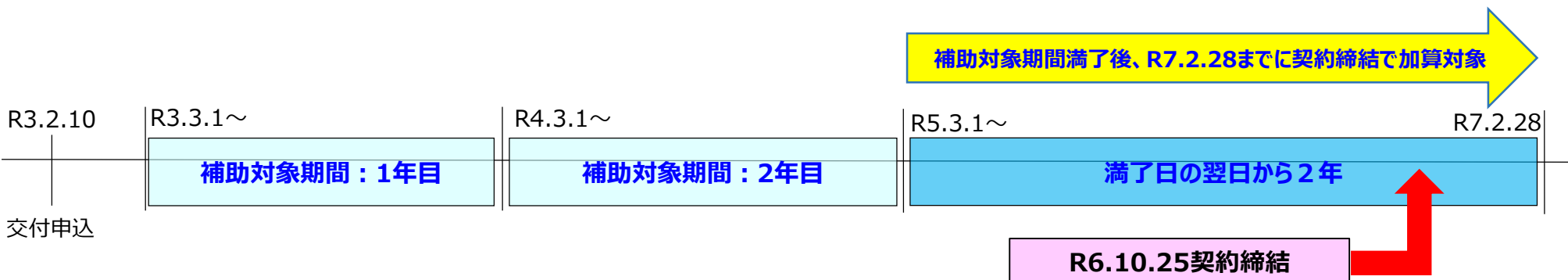
R3.2.10付け 新婚さん住まい応援事業補助金 交付申込

⇒補助対象期間 【1年目】R3.3.1～R4.2.28 【2年目】R4.3.1～R5.2.28

加算となるケース①



加算となるケース②



かほく市若者マイホーム取得奨励金

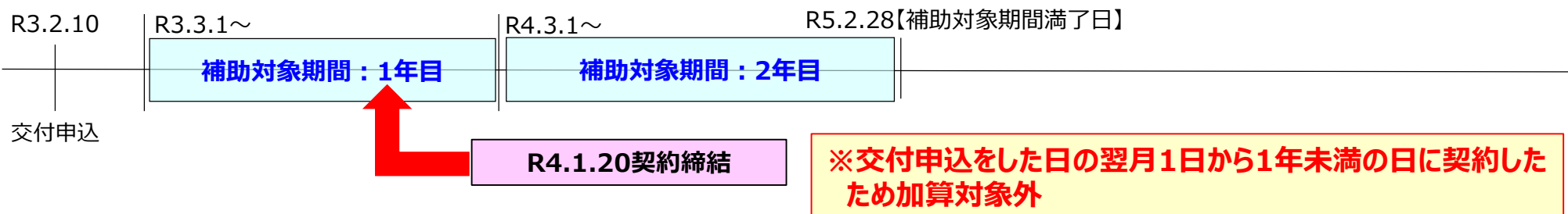
◆新婚さん住まい応援事業、UIターン住まい補助金受給者の加算となるタイミングについて

【新婚さん住まい応援事業の流れの例】

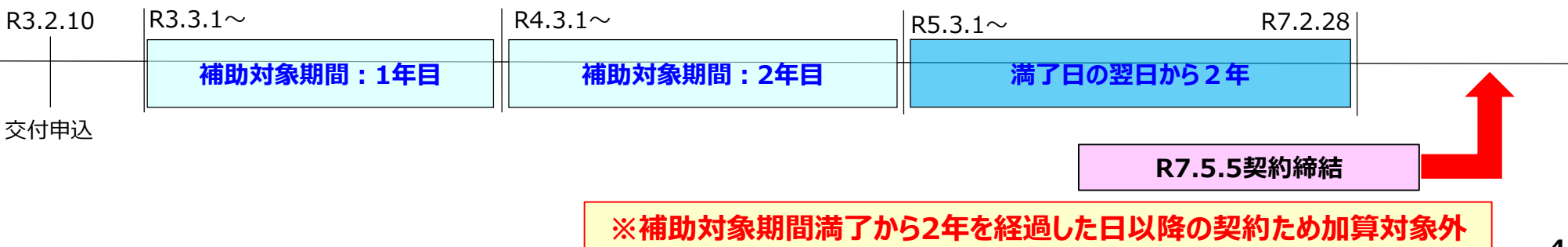
R3.2.10付け 新婚さん住まい応援事業補助金 交付申込

⇒補助対象期間 【1年目】R3.3.1～R4.2.28 【2年目】R4.3.1～R5.2.28

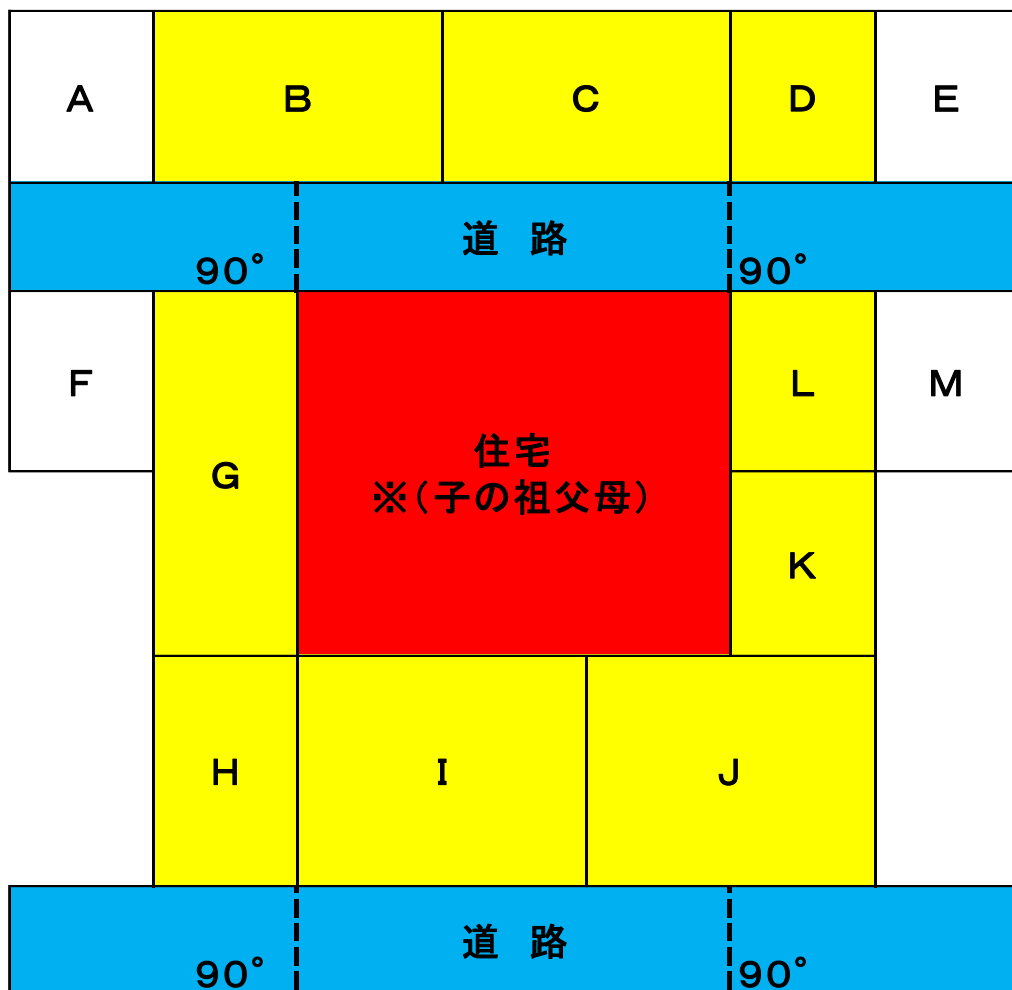
加算とはならないケース①



加算とはならないケース②



◆三世同居近居について



※申請者の祖父母ではなく右記（例）の子の祖父母をいう。

◆赤色の土地に子の祖父母が居住する住宅がある場合、

黄色の土地が隣接している土地となります。
黄色の土地に親世代が住宅を建てた場合に、
近居者となります。

※三世とは

親子及び子どもの祖父母（祖父または祖母のどちらか一方の場合を含みます。）を言います。子どもの年齢は18歳未満とします。子どもを妊娠中の場合も親子とみなし、補助の対象とします。

